自動販売機の安全確保のための表示に関するガイドライン

(改正2版)

JVMA 3 C002:2007

平成 19 年 1 月 26 日 改正
平成 6 年 12 月 1 日 制定

日本自動販売機工業会
Japan Vending Machine Manufacturers Association

目　次

ページ
序文 ……1
1　適用範囲 ……1
2　定義 ……1
3　表示に関する基本的な考え方 ……1
4　表示の対象とする事項 ……2
5　危害・損害の程度とその表示 ……2
6　表示の内容とその表現の方法 ……2
7　表示の手段 ……3
8　安全点検の表示 ……4
9　表示内容の充実とその改善 ……4
10　表示関連法規 ……4
11　ガイドラインの運用 ……4
12　自動販売機への適用 ……5
附属書 A（規定）注意を促す図記号と危害・損害のレベルの表示方法 ……6
附属書 B（規定）警告図記号の使用上の留意点 ……7
附属書 C（規定）警告表示用図記号 ……9
附属書 D（規定）製品本体への警告表示の例 ……13
附属書 E（規定）取扱説明書への警告及び注意表示の例 ……14
附属書 F（規定）取扱説明書などへの安全点検表示の例 ……15
附属書 G（規定）製品使用各段階の分類 ……16
附属書 H（規定）自動販売機の安全確保のための表示事項 ……18
附属書 I （参考）自動販売機の機能維持のための表示事項 ……32
解説 ……33
改正原案作成委員会　構成表 ……35

日本自動販売機工業会　自主基準　　ＪＶＭＡ

自動販売機の安全確保のための表示に関するガイドライン

３　Ｃ００２：2007

Guideline of notifications of security on vending machines

序文　本ガイドラインは、使用者に対する自動販売機の安全確保を目的として、「人身への危害と財産への損害を防ぐための警告表示」と、長期使用に際して安全性を維持する「安全点検のための表示」に関する基本的な指針を示す。

1 適用範囲　飲料及びたばこ自動販売機に関する表示で、製造事業者（含む販売事業者）による、使用者に対する対象製品の説明及び取り扱い説明のための「製品本体（含むラベル、梱包）表示、取扱説明書、カタログ及びこれらに準じる資料」の安全確保及び安全性維持のための表示に適用する。

なお、本ガイドラインは、普及において圧倒的な比重を占める飲料及びたばこ自動販売機を適用の対象とするが、その他の自動販売機でも共通な要素は参考にすることができる。

2 定義　このガイドラインで用いる主な用語の定義は、次による。

2.1　オペレータ

各種自動販売機を管理運営する業者。自動販売機を保有し、適宜な場所に設置展開し、中身商品の販売やサービスを行っている。

2.2　ルートマン

定期的にロケーションを巡回し、商品補充、点検、清掃、売上代金回収などを行う人。

2.3　マンセル値

米国人マンセルが考案した色彩表現体系で、それを数値化したものがマンセル値である。色相（赤、青、緑などの色の種類）、明度（黒から白までの明るさ）、彩度（鮮やかさ）で示される。

3 表示に関する基本的な考え方

3.1　開発時点における製品安全技術の水準から、技術的手段では合理的に対応できないと考えられる事項に関して表示を行う。

3.2　表示の内容は、製品の使用者の知識、習慣、能力及び常識などを考慮し、十分理解が得られるものとする。

なお、製品の使用者とは一般消費者、製品の日常的な管理を行うロケーションオーナ、中身商品メーカ・オペレータの従業員（サービスマン、ルートマン）などを示す。また、一般消費者には子供、高齢者、病人、身体障害者なども考えられるので、製品の特性によってはこれらを考慮し、必要に応じて、保護者、介護者またはこれらに準じる人に対して、安全確保の処置を求めるための表示を行う。

3.3　表示を効果的に行うため、人身への危害、財産への損害の程度を、5 項に示す「危険」「警告」「注意」の 3 つのレベルに分類し、それぞれに適した表示を行う。

3.4　表示は原則として、次の 4 つの要素で行う。

a) 注意を促す図記号‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥一般注意図記号を用いる。
b) 危害・損害のレベル‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥危害・損害の程度を示す用語。
c) 絵表示‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥禁止、注意、指示事項を示す警告図記号やイラスト、絵などを示す。
d) 説明文‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥危害・損害の内容、回避方法及び応急措置などを指示する文章。

3.5 表示事項は、製品購入から廃棄に至る各使用段階を対象とする。製品の各使用段階の分類については**附属書 G** を参考とする。

4 表示の対象とする事項 製品の購入から廃棄に至る各使用段階について、製品の特性を考慮した上、安全確保に関する次の表示を行う。

a) 使用環境や使用条件に関する事項
b) 設置や据付けに関する事項
c) 使用前の準備及び使用方法に関する事項
d) 故障時の処置・修理に関する事項
e) 保守・点検に関する事項
f) 保管に関する事項
g) 廃棄に関する事項
h) 一般消費者に対する本体統一表示に関する事項

注記 a)～h)項の各使用段階における具体的表示事項は**表 1** による。

5 危害・損害の程度とその表示（注意を促す図記号と危害・損害のレベル） 取り扱いを誤った場合、発生が想定される危害・損害の程度を次の 3 つのレベルに分類し、それぞれを所定の注意を促す図記号と危害・損害のレベルを組み合わせて表示する。表示方法は、**附属書 A**、**附属書 B** による。

なお、4 項の表示対象事項のレベル上の分類は**表 1** による。

a) 危険 (Danger) 取り扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じることが想定される場合。

注記 1 注意を促す図記号と危害・損害のレベルは**附属書 A** による。

注記 2 この表示は限定的に使用し、多用しない。

b) 警告 (Warning) 取り扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合。

注記 注意を促す図記号と危害・損害のレベルは**附属書 A** による。

c) 注意 (Caution) 取り扱いを誤った場合、使用者が傷害を負う危険が想定される場合、及び物的損害のみの発生が想定される場合。

注記 注意を促す図記号と危害・損害のレベルは**附属書 A** による。

上に述べる重傷とは、失明、けが、やけど（高温・低温）、感電、骨折、中毒などで、後遺症が残るもの及び治療に入院・長期の通院を要するものをいう。傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが、やけど、感電などを指す。

6 表示の内容とその表現の方法 次の事項は、表示の手段（製品本体、取扱説明書、カタログ、ラベルなど）のすべてに関して適用する。

6.1 表示の内容の検討 次の項目を具体的に検討し、使用者が危険を予防したり回避する具体的な行動を促す事項や内容を、表示の媒体に応じて表示する。

a) 取り扱いを誤った場合、どんな危害や損害が発生するのか。
b) その発生の可能性（度合い）はどのくらいか。
c) 危害や損害の程度はどのくらいか。
d) その危害や損害を避けるにはどうすればよいか。

また、据付・設置、移設に伴って、危害や損害発生の恐れがあり、専門家（設置業者など）への依頼を必要とする事項があれば明記する。

6.2 注意を促す図記号と危害・損害のレベル　表示事項には必ず注意を促す図記号と危害・損害のレベルを付け、目立つようにする。

注記　注意を促す図記号と危害・損害のレベルは**附属書 A** による。

6.3 説明文表示　文章は簡潔明瞭でわかりやすく、誤解を生じないものであること。また、「必ず守ること」「・・・・・を禁止」などの行動を直接指示する言葉を伴って、明確に危険防止の指示を与えるものであること。

説明の内容に、禁止事項と要請事項の両方を含む場合は、まず禁止事項を優先して表示し、ついで要請事項を表示することを原則とする。

なお、6.4 の絵表示で理解できる場合は、その説明文を省略してもよい。

文章の表現においては、次の要点に配慮する。

a) 単文構造で表現する。
b) 敬語や謙譲語表現は分かりにくくなるのでなるべく使わない。
c) 一文節は一意とし、理解しやすくする。
d) 一文節は原則として 40 字以内とする。長くなると意味が分かりにくくなる。
e) 能動態表現とする。受動態表現は分かりにくくなるので使わない。
f) 専門用語、技術用語は理解されにくいので必要最小限にとどめる。
g) 代名詞による部品の指示は、あいまいになりやすいので使わない。
h) 漢字の使用は、原則として常用漢字の範囲内とする。

6.4　絵表示

a) 一目で表示の要点が理解できるよう必要に応じ図記号や絵を用いる。また、必要に応じて**附属書 C** に指示する禁止マークを添える。
b) 統一的に使用する図記号は**附属書 C** による。これ以外に新たな図記号を使用する場合は、そのデザインと意味について、日本自動販売機工業会で協議する。

7 表示の手段　第 4 項の表示の手段は**表 1** による。

7.1　製品本体への表示　警告図記号を製品本体に表示する場合は、**附属書 D** に示す例に基づき、危害・損害の程度を示す表示及び説明文とともに表示するのがよい。また表示する場所は、注意を要する部位の近傍とし、使用者から容易に見え、読める位置にあり、読める大きさであること。

a) 図記号の最小の大きさは、**附属書 B** による 1 辺が 8mm の基本正方形とする。
b) 危険の種類を表す図記号の大きさは、警告用図記号より大きく強調して用いる。
c) 図記号の色は、**附属書 B** による。なお、図記号と背景色とのコントラスト（明度差）は、4.0 以上（マンセル値）とする。
d) 説明文に使用する文字の大きさ（高さ）は 3.0mm 以上とする。
e) 説明文の書体は、ゴシック体が望ましい。

7.2　取扱説明書及びカタログなどへの表示　表示例を**附属書 E** に示す。

a) 製品本体に表示した事項は必要に応じて取扱説明書に表示する。

b) 説明文の文字は容易に見える大きさとし、3.0mm 以上を原則とする。

c) 取扱説明書の表示の「見出し」は、太字を使用するなど他の見出し以上に強調して表示する。

d) 製品の特性に応じて、取扱説明書への表示はまとめて、冒頭のページなど最も目立つところに箇条書きで記載する。

必要に応じて本文中の関連箇所にも重複記載する。

この場合、注意を促す図記号と危害・損害のレベルはその都度表示する他、字体や色、レイアウトで目立つよう配慮する。

e) 必要に応じて設置・据付説明書、サービス技術資料にも表示する。

7.3　ラベル、タグによる表示

a) 製品本体への表示が困難な場合は、ラベルまたはタグによる表示も可とする。

b) 表示の要領は製品本体への表示に従う。

8 安全点検の表示　製品を長期にわたって使用する場合、安全性を維持するには、次の事項に関して製品の日常的な管理を行うロケーションオーナ、中身商品メーカ・オペレータの従業員（サービスマン、ルートマン）などによる点検及び処置（清掃、修理）が大切である。

8.1　絵、文章により、点検を要すると考えられる製品の状態を具体的に表示する。

8.2　定期的な点検が必要と考えられる場合は、必要に応じてその頻度・周期などを表示する。

8.3　所定の頻度・周期などで交換を必要とする部品があれば、必要に応じて表示する。

8.4　表示事項は、製品の日常的な管理を行うロケーションオーナ、中身商品メーカ・オペレータの従業員（サービスマン、ルートマン）などが点検実施する内容、及び依頼を要する場合などの、とるべき処置を表示する。

8.5　安全点検の表示は、取扱説明書に表示する。必要に応じて、製品本体、カタログ、サービス技術資料への表示を行う。取扱説明書の表示の内容及び表示の例を**附属書 F** に示す。

9　表示内容の充実とその改善

9.1　製造事業者（含む販売事業者）は製品ごとに、事故事例及び製品安全性の進捗を評価、勘案し、現在の表示内容、表示方法、表示手段、危害・損害レベルについて、定期的な見直しを行う。

製品の各使用段階の分類については**附属書 G** を参考とする。

9.2　製品ごとに統一的で効果的な表示を行うため、日本自動販売機工業会の取り決めなどに従う。

10　表示関連法規

法規上（業界規程などを含む）表示を義務付けられている事項は、その法規に従った表示を優先する。

11　ガイドラインの運用

ガイドラインは必要に応じ、日本自動販売機工業会において見直す。なお、内容や運用上で不明な点あるいは疑義が生じた場合、適宜日本自動販売機工業会の関係委員会で協議する。

12 自動販売機への適用

自動販売機への具体的な表示は、**附属書 H** による。なお、安全確保のための表示ではないが、自動販売機の性能を維持する上で、一般消費者に告知する表示は、**附属書 I** による。

表 1－表示の対象とする事項

表示の対象とする事項	具体的表示事項	レベル	表示の手段			
			本体	カタログ	取説	技術資料
(1) 使用環境や使用条件に関する事項	① 使用温度･湿度範囲	注　意		○	○	○
	② 使用環境	警告・注意		○	○	○
	③ 収容商品指定	注　意		○	○	○
	④ 使用電源の指定（電圧など）	注　意			○	○
(2) 設置や据付けに関する事項	① 設置条件の指定	警告・注意		○	○	○
	② 転倒防止策の指定	警告・注意		○	○	○
	③ アース工事	警　告	○	○	○	○
	④ 専用及び機体内コンセントの使用及び設置場所	注　意		○	○	○
	⑤ 周波数切替え	注　意		○	○	○
	⑥ 開梱方法	注　意	○			
	⑦ 法律等	警　告	○	○		
(3) 使用前の準備及び使用方法に関する事項	① 収容ラックの指定及びセット	注　意			○	○
	② 冷凍･冷蔵･温蔵条件の指定	警　告			○	○
	③ 指定外商品の禁止	警告・注意			○	○
	④ 可動部接触禁止及び接触時注意事項	警告・注意	○		○	○
	⑤ 吸気及び排気条件の指定	注　意			○	○
	⑥ 高温部･充電部･低温部･高圧部注意	警告・注意	○		○	○
	⑦ 扉の開閉	警告・注意			○	○
	⑧ 販売テスト	警告・注意			○	○
	⑨ 使用者限定	警　告	○	○	○	○
	⑩ 法律等	注　意		○	○	○
	⑪ 給水	注　意			○	○
(4) 故障時の処置･修理に関する事項	① 所定サービス部門への連絡義務	危険･警告･注意			○	○
	② 軽修理（蛍光灯、詰り除去）の手順	注　意			○	○
	③ 分解禁止及び分解時注意事項	危険･警告･注意			○	○
	④ 高温部･充電部･稼動部注意	危険・注意	○		○	○
	⑤ 水没時及びオーバーホールの水洗い	警　告			○	○
	⑥ 漏電	注　意			○	○
(5) 保守・点検に関する事項	① 保守点検箇所周期手順	警告・注意			○	○
	② 清掃時禁止事項	警告・注意			○	○
(6) 保管に関する事項	① 保管環境	注　意			○	○
	② 施錠	注　意			○	○
	③ 積上限界指定	注　意	○			
(7) 廃棄に関する事項	① 指定部品の取り外し	注　意			○	○
	② 錠前ラッチの破壊	注　意			○	○
(8) 一般消費者に対する本体統一表示に関する事項	一般消費者向け	警告･注意	○			

附属書 A
（規定）

注意を促す図記号と危害・損害のレベルの表示方法

A.1 危険　[5 a)項]

危害・損害のレベルを示す用語

・基本はゴシック体とする
・字高は一般注意図記号の基本正方形の 1 辺と同じ A 寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。（**附属書 B** 参照）

危険

一般注意図記号
（注意を促す図記号）

・図記号は**附属書 C** の 2-01（一般注意）を用いること。
・多色刷りの場合は次の色とすること。
　三角形の枠及び！記号‥‥黒
　三角形の内部‥‥‥‥‥‥‥黄色
・単色印刷の場合、三角形の内側は地色とし、網をかけない。

A.2 警告　[5 b)項]

警告

A.3 注意　[5 c)項]

注意

附属書 B
（規定）
警告図記号の使用上の留意点

B.1　図記号の基本形状（図 B.1）

a) 禁止図記号、注意図記号及び指示図記号の枠寸法を見かけ上、同一であるようにするために、一辺 A の基本正方形を設定する。

b) 禁止図記号及び指示図記号の円形は、基本正方形の 1.25 倍の外形とする。

c) 注意図記号の三角形は、基本正方形の 1.5 倍の正三角形を外側の縁とする。

d) 一般注意図記号を「危険・警告・注意」と組合せて使う場合の文字高さは、基本正方形の一辺と同じ A 寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。（図 B.2）
それぞれの枠の大きさは、図記号の一つの中では一定に保つことが望ましい。

B.2　図記号の最小の大きさ

図記号の最小の大きさは、A＝8mm とする。（図 B.3）
ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。

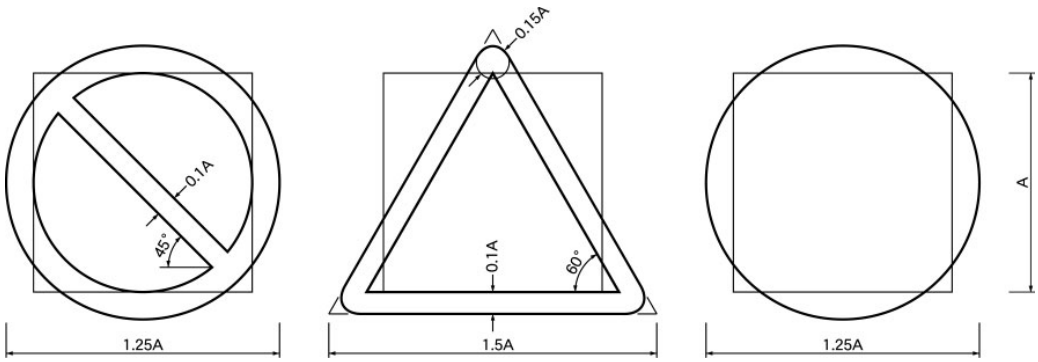

図 B.1－図記号の基本形状

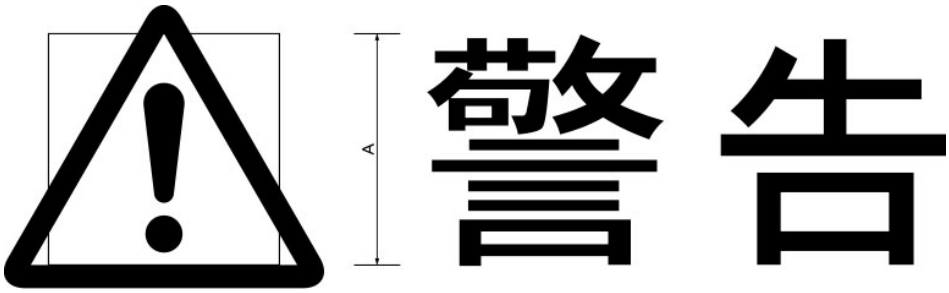

図 B.2－文字高さ

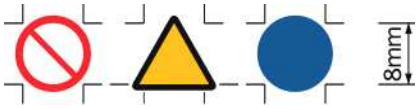

図 B.3－最少図記号

B.3　図記号の色

禁止図記号、注意図記号及び指示図記号に用いる基本形状の色は、表 B.1 による。ただし、印刷上、再現が困難な場合は表 B.1 に示す相当色も可とする。

表 B.1－色見本

色の種類	色の参考値 （マンセル値）	色見本	相当色
赤	7.5R4/15		M：100% Y：100%
黄	2.5Y8/14		M：20% Y：100%
青	2.5B3.5/10		M：20% C：100%

附属書 C
（規定）

警告表示用図記号

C.1　禁止図記号に用いる基本形状、色及び使い方とその種類　禁止図記号に用いる基本形状、色及び使い方は**表 C.1.1**、種類は**表 C.1.2** による。

表 C.1.1－禁止図記号に用いる基本形状、色及び使い方図

基本形状	色	使い方
	円及び内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする。	製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。 ⃠ の使い方は、次のとおりとする。 (1) ⃠ の形状中に具体的な禁止事項を意味する図記号を黒色で図示する。⃠ は図記号にかぶせる。 (2) 図記号以外の絵(イラストレーション)を併用する場合は、その絵に ⃠ を添える。 (3) 図記号を用いず、文章を併用する場合は、その文章に ⃠ を添える。 (4) 単色印刷の場合、⃠ とその内部の図記号は全て同色とし、網をかけないこと。

表 C.1.2－禁止図記号の種類

	図記号	名称及び意味	関連規格
1-01		名称：一般禁止 意味：製品の取扱いにおいてその行為を禁止するために用いる。	JIS S 0101 の 5.1 項
1-02		名称：火気禁止 意味：外部の火気によって製品が発火する可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.1.1
1-03		名称：接触禁止 意味：製品の特定場所に触れることによって傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.1.2
1-04		名称：分解禁止 意味：製品を分解することで感電などの傷害が起こる可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.1.4

1-05		名称：水ぬれ禁止 意味：防水処理のない製品を水がかかる場所で使用したり、水にぬらすなどして使用すると漏電によって感電や発火の可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.1.5
1-06		名称：ぬれ手禁止 意味:製品をぬれた手で扱うと感電する可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.1.6

C.2　注意図記号に用いる基本形状、色及び使い方とその種類　注意図記号に用いる基本形状、色及び使い方は**表 C.2.1**、種類は**表 C.2.2** による。

表 C.2.1－注意図記号に用いる基本形状、色及び使い方

基本形状	色	使い方
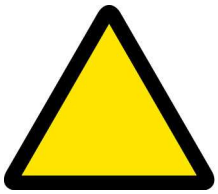	三角の枠部分は黒とし、内部は黄色とする。	製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温などに対する注意を喚起するために用いる。 (1) △ の形状の中に具体的な注意事項を表す図記号を黒色で図示する。 (2) 単色印刷の場合、三角形の内部の黄色部分は地色とし、網をかけないこと。

表 C.2.2－注意図記号の種類

	図記号	名称及び意味	関連規格
2-01		名称：一般注意 意味：特定しない一般的な注意を示す。	JIS S 0101 の 6.2.1
2-02		名称：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.2.2
2-03		名称：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を示す。	JIS S 0101 の 6.2.3

2-04	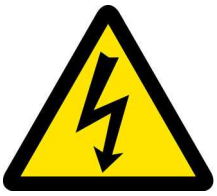	**名称：感電注意** **意味：特定の条件において、感電の可能性を示す。**	**JIS S 0101 の 6.2.4**
2-05		**名称：高温注意** **意味：特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。**	**JIS S 0101 の 6.2.5**
2-06	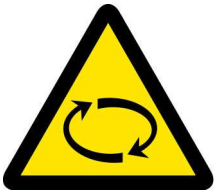	**名称：回転物注意** **意味：モーター、ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる障害の可能性を示す。**	**JIS S 0101 の 6.2.6**
2-07		**名称：指を挟まれないよう注意** **意味：ドア、挿入口などで、指が挟まれることによって起こる障害の可能性を示す。**	**関連規格なし** **ただし、手のデザインは、ISO 7001-019 Do not dispose of here に準拠している。**
2-08		**名称：指のケガに注意** **意味:特定の条件において、ケガをする可能性を示す。**	**関連規格なし**
2-09		**名称：手を挟まれないよう注意** **意味：ドア、挿入口などで、手が挟まれることによって起こる可能性を示す。**	**関連規格なし**

C.3　指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方とその種類　指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方は**表 C.3.1**、種類は**表 C.3.2** による。

表 C.3.1－指示図記号に用いる基本形状、色及び使い方

基本形状	色	使い方
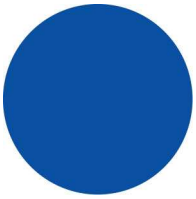	円の内部を青で塗りつぶす。	製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。 (1) の形状の中に具体的な指示事項の図記号を白系統色で図示する。 (2) 単色印刷の場合、 の内部は網をかけないこと。

表 C.3.2－指示図記号の種類

	図記号	名称及び意味	関連規格
3-01		名称：一般指示 意味：使用者に対し指示に基づく行為を強制する。	JIS S 0101 の 6.3.1
3-02		名称：電源プラグをコンセントから抜け 意味：使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する。	JIS S 0101 の 6.3.2
3-03		名称：必ずアース線を接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者にアース線を必ず接続する様に指示する。	関連規格なし ただし内部のイラストは IEC.417-5017 Earth(ground) に準拠している。

附属書 D
（規定）

製品本体への警告表示の例

D.1　実際の大きさや比率は適宜変更してよいが、次の点に留意する。

a) 図記号の最小の大きさは、1 辺が 8mm の基本正方形とする。

b) 危険の種類を表す図記号の大きさは、危害・損害のレベルの表示に用いる一般注意図記号より大きく強調して用いる。

c) 図記号と背景色とのコントラスト（明度差）は、マンセル値 4.0 以上とする。
なお、背景色は、白系統色が望ましい。

d) 説明文に使用する文字の大きさ（高さ）は、3.0mm 以上とする。

e) 説明文の書体は、ゴシック体が望ましい。

D.2　絵表示［縦型］の場合

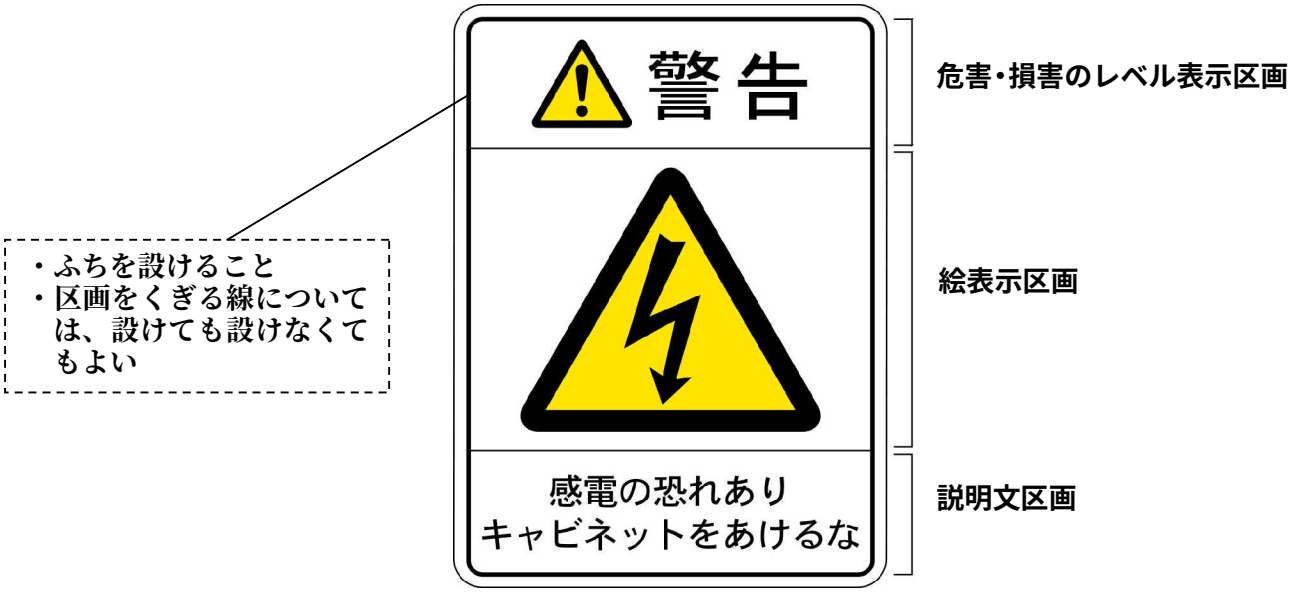

D.3　絵表示［横型］の場合

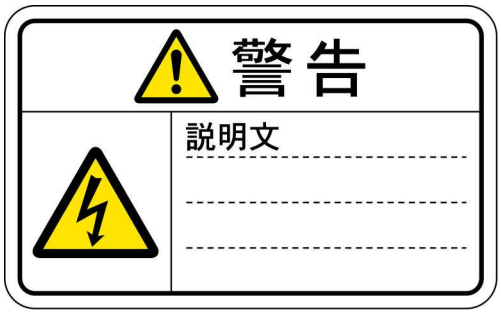

D.4　絵表示区画なしの場合

附属書 E
（規定）

取扱説明書への警告及び注意表示の例

安全上の注意

⚠ 警 告

●濡れた手で電源プラグやスイッチを操作しないでください。
感電の恐れがあります。

●缶、びんなどの容器入り炭酸飲料は、温めないでください。
容器が破損し、けがの恐れがあります。

●_____

⚠ 注 意

●取扱説明書等記載の設置スペースを確保するとともに、
通風口をふさがないでください。
通風が悪いと事故の発生原因になります。

●電源プラグの脱着は、プラグの部分を持って行なって
ください。
火災の原因になります。

●_____

附属書 F
（規定）

取扱説明書などへの安全点検表示の例

F.1 点検表示事項

a) 製品ごとの代表的なチェック事項を表示する。
表示内容は日本自動販売機工業会取り決めなどに基づき作成する。

b) 処理に関して、次を記載する。
「ご使用中止」及び「電源プラグを抜き故障や事故の防止のため、サービス店に点検・修理をご相談下さい」との旨。

F.2 関連事項の表示 **長期使用に関連する次の事項を表示してもよい。**

a) 補修用性能部品の最低保有期間に関する事項
「当社は○○○の補修用性能部品を製造打ち切り後最低○年保有しています」

b) 製造時期表示のある製品ではその表示箇所に関する事項
「この製品の製造時期は本体の○○に表示されています」（○○は箇所を示す）

附属書 G
（規定）

製品使用各段階の分類

G.1 購入

a) 使用環境の制限
b) 使用条件の制限

G.2 設置・据付

a) 設置・据付説明書を読むことへの要請
b) 設置・据付者に関する制限・禁止
c) 設置時に使用する部材の制限・禁止
d) 設置環境の制限・禁止
e) 設置場所の制限・禁止
f) 設置方法の禁止事項
g) 予想される誤設置の禁止

G.3 使用前の準備

a) 取扱説明書を読むことへの要請
b) 使用前の準備を行う者の制限・禁止
c) 電源接続などの制限・禁止
d) 使用前の製品の点検

G.4 用途以外の使用

予想される用途以外の使用の禁止

G.5 使用方法

a) 使用者の制限・禁止
b) 一般消費者の保護者・介護者などへの要請事項
c) 操作・運転についての要請事項
d) 予想される誤使用の禁止
e) 安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止
f) 改造や安全機構を外すなど特殊な使用の禁止
g) 製品の安全性の劣化につながる使用の禁止
h) 定格連続使用時間、負荷などの条件を越える使用の禁止
i) 不使用時の処置
j) 天災及び地変時の安全確保に必要な処置

G.6 保守・点検

a) 定期点検の勧め
b) 点検（保守）者の制限・禁止
c) 製品の点検範囲の制限
d) 点検や清掃（本体表示ラベルを含む）についての要請事項
e) 製品移動時、設置場所変更時の専門家などへの依頼

f) 点検をしないままでの使用の制限・禁止
g) 定期的にあるいは所定年数で交換を必要とする部品

G.7 異常時の処置

a) 不良や異常のままでの使用の禁止
b) 異常時のとるべき処置

G.8 製品保管時の禁止事項

保管環境など

G.9 製品廃棄時の処理

取り外しておく部品や、別途の処置を要する冷媒など

附属書 H
（規定）

自動販売機の安全確保のための表示事項

この附属書は、製品の使用者に対する飲料及びたばこ自動販売機における安全確保のための情報提供として、本ガイドラインの「**表 1－ 表示の対象とする事項**」に基づき、その具体的表示事項についてそれぞれ、

a) **注意を促す図記号**‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥一般注意図記号を用いる。

b) **危害・損害のレベル**‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥危害・損害の程度を示す用語。

c) **絵表示**‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥禁止、注意、指示事項を示す警告図記号やイラスト、絵などを示す。

d) **説明文**‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥危害・損害の内容、回避方法及び応急措置などを指示する文章。

を示したものであり、細則については次のとおりである。

H.1 使用環境や使用条件に関する事項

H.2 設置や据付けに関する事項

H.3 使用前の準備及び使用方法に関する事項

H.4 故障時の処置及び修理に関する事項

H.5 保守及び点検に関する事項

H.6 保管に関する事項

H.7 廃棄に関する事項

H.8 一般消費者に対する本体統一表示に関する事項

なお、本附属書の取り扱いについては、次による。

a) 表示を行う場合は、注意を促す図記号、危害・損害のレベル、絵表示は本附属書に基づき、各社統一するものとする。

b) 一般消費者に対して製品本体に表示を行う場合は、説明文に従うものとする。

c) b)項以外の説明文の具体的な表現については、説明文例に準じ各社の任意とする。

d) 本附属書は、必要に応じ日本自動販売機工業会において見直すものとする。

H.1 使用環境や使用条件に関する事項　使用環境や使用条件に関する事項は**表 H.1** による。

表 H.1－使用環境や使用条件に関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1)使用温度・湿度範囲		注意		●製品は取扱説明書等記載の温度・湿度条件で使用してください。 条件外で使用すると事故の原因になります。
(2)使用環境		警告		●シンナーなどの可燃物や可燃性ガス、揮発性の高い物を製品の近傍で使用しないでください。 爆発や火災の恐れがあります。
		警告		●屋内専用製品は、水をかけたり、水洗いしたりしないでください。 感電や故障の恐れがあります。
		注意		●取扱説明書等記載の設置スペースを確保するとともに、通風口をふさがないでください。 通風が悪いと事故の発生原因になります。
		注意		●製品の上に物を置かないでください。 水がこぼれたり落下することにより、火災、感電、けがの原因になります。
(3)収容商品指定		注意		●指定された商品を収納してください。 指定外の商品を収納すると事故の発生原因になります。
		注意		●変形した商品は収納しないでください。 事故の発生原因になります。
(4)使用電源の指定(電圧など)		注意		●定格電圧 100V の製品は、必ず単相 100V で電流容量○○A 以上の専用コンセントを使用してください。 延長コードの使用やタコ足配線は、火災の原因になります。
		注意		●定格電圧 3 相 200V の製品は、必ず 3 相 200V で電流容量○○A 以上の専用コンセントを使用してください。 延長コードの使用やタコ足配線は、火災の原因になります。

(4)使用電源の指定（電圧など）		注意		●国外で使用しないでください。 電圧が異なり、火災の原因になります。

H.2 設置や据付けに関する事項　設置や据付けに関する事項は**表 H.2** による。

表 H.2－設置や据付けに関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1) 設置条件の指定		警告		●設置は、専門の自動販売機設置業者またはお買上先へ依頼してください。 不完全な設置は、転倒事故、感電、火災、火傷、水漏れの恐れがあります。
		警告		●移動再設置は、専門の自動販売機設置業者またはお買上先へ依頼してください。 不完全な設置は、転倒事故、感電、火災、火傷、水漏れの恐れがあります。
		警告		●設置に際しては、道路法や道路交通法、消防法、食品衛生法、電気事業法などを順守してください。 違法な設置は、事故発生の恐れがあります。
		警告		●JIS 基準や業界自主基準に準拠した設置をしてください。 不完全な設置は、転倒事故、感電、火災、火傷、水漏れの恐れがあります。
		注意		●設置場所によっては、漏電遮断機の取付けが電気事業法で義務付けられています。 違法な設置は、事故の発生原因になります。
		注意		●取扱説明書等記載の設置スペースを確保するとともに、通風口をふさがないでください。 通風が悪いと事故の発生原因になります。

(2) 転倒防止策の指定		警告		●JIS 基準や業界自主基準に準拠した設置をしてください。 不完全な設置は、転倒事故、感電、火災、火傷、水漏れの恐れがあります。
		注意		●設置場所の据付面のガタツキや固定金具のゆるみなどを定期的に点検してください。異常がある場合は専門の自動販売機設置業者またはお買上先へ修繕を依頼してください。 不完全な設置状態のまま使用すると、転倒事故の原因になります。
(3) アース工事		警告		●安全のため、アースを必ず接続してください。 アースが不完全な場合は、感電の恐れがあります。
		警告		●アースは、ガス管や水道管、電話回線のアース、避雷針などに接続しないでください。 感電や火災の恐れがあります。
(4) 専用及び機体内コンセントの使用及び施設場所		注意		●定格電圧 100V の製品は、必ず単相 100V で電流容量○○A 以上の専用コンセントを使用してください。 延長コードの使用やタコ足配線は、火災の原因になります。
		注意		●定格電圧 3 相 200V の製品は、必ず 3 相 200V で電流容量○○A 以上の専用コンセントを使用してください。 延長コードの使用やタコ足配線は、火災の原因になります。
		注意		●機体内のコンセントは、記載の定格以下で使用してください。 定格を超えて使用すると、火災の原因になります。
(5) 周波数切換え		注意		●製品は指定された周波数で使用してください。 指定外の周波数で使用すると、事故の発生原因になります。

(6) 開梱方法		注意		●図に示す方法で梱包をといてください。 指定外の方法で開梱すると転倒事故の原因になります。 （図）
(7) 法律等		警告		●設置に際しては、道路法や道路交通法、消防法、食品衛生法、電気事業法などを順守してください。 違法な設置は、事故発生の恐れがあります。

H.3 使用前の準備及び使用方法に関する事項　使用前の準備及び使用方法に関する事項は**表 H.3** による。

表 H.3－使用前の準備及び使用方法に関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1) 収納ラックの指定及びセット		注意		●引出し部に他のものを乗せたり、よりかかったりしないでください。 事故の発生原因になります。
		注意		●指定された方法で確実に設定してください。 事故の発生原因になります。
(2) 冷凍・冷蔵・温蔵条件の指定		警告		●缶、びんなどの容器入り炭酸飲料は、温めないでください。 容器が破損し、けがの恐れがあります。
(3) 指定外商品の禁止		警告		●庫内には、シンナーなどの可燃物や揮発性の高い物を入れないでください。 爆発や火災の恐れがあります。
		注意		●展示用のサンプルは、専用サンプルまたは中身の入っていない商品以外は使用しないでください。 外気温の上昇により破裂し、けがの原因になります。
		注意		●取扱説明書等記載の中身商品以外は、製品に収納しないでください。 事故の発生原因になります。

(4) 可動部接触禁止及び接触時注意事項		警告		●商品が出たことを確認してから取り出してください。 確認せずに商品取出口へ手を入れると、けがの恐れがあります。
		注意		●商品取出し位置より奥へ手を入れないでください。 けがの原因になります。
		注意		●扉を閉めるときは指をはさまないように注意してください。 けがの原因になります。
		注意		●ギア等に触れないでください。 けがの原因になります。
(5) 吸気及び排気条件の指定		注意		●取扱説明書等記載の設置スペースを確保するとともに、通風口をふさがないでください。 通風が悪いと事故の発生原因になります。
(6) 高温部・充電部・低温部・高圧部注意		危険		●電子レンジ本体の穴や隙間に指や針金などの金属類を入れないでください。 感電や火災の恐れがあります。
		警告		●電子レンジは、「日常の清掃」項目に記載してある部分以外は絶対に手を触れないでください。 感電の恐れがあります。
		警告		●濡れた手で電源プラグやスイッチを操作しないでください。 感電の恐れがあります。
		警告		●タンクの口金部分をこじ開けないでください。 口金が飛び出し、けがの恐れがあります。
		警告		●洗浄タンクは、残留ガスを完全に抜いてからディスペンスヘッドを外してください。 取扱いを誤ると、けがの恐れがあります。
		注意		●カップ内に飲料が完全に供給されたことを確認してから、カップを取り出してください。 確認せずに商品取出口に手を入れると、火傷の原因になります。

(6) 高温部・充電部・低温部・高圧部注意		注意		●温水タンク及びその接触部品は、高温になるので触れないでください。 火傷の原因になります。
		注意		●内部に充電部があります。カバーを開けるときは、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずにカバーを開けると感電の原因になります。
		注意		●素手で庫内の低温部に触れないでください。 けがの原因になります。
		注意		●電源プラグの脱着は、プラグの部分を持って行なってください。 火災の原因になります。
(7) 扉の開閉		警告		●製品内部の電気部品は、雨水や清掃時の水などで濡れないようにしてください。 水で濡れると感電の恐れがあります。
		注意		●中身商品を庫内に補充する際は、開いたドアを固定してください。 固定しないと不意にドアが閉じて、けがの原因になります。
		注意		●製品のドアを開く際は、通行車両や通行人の妨げにならないようにしてください。 注意して開かないと通行人のけがや車両による人身事故の原因になります。
(8) 販売テスト		警告		●商品が出たことを確認してから取出してください。 確認せずに商品取出口へ手を入れると、けがの恐れがあります。
		注意		●商品取出し位置より奥へ手を入れないでください。 けがの原因になります。
		注意		●カップ内に飲料が完全に供給されたことを確認してから、カップを取り出してください。 確認せずに商品取出口へ手を入れると、火傷の原因になります。

(9) 使用者限定		警告		●炭酸ガスボンベは、専門業者または取扱い知識を有する専任者が取扱ってください。 取扱いを誤ると炭酸ガスボンベが破裂し、けがの恐れがあります。
(10) 法律等		注意		●中身商品は、食品衛生法に従った日常衛生管理をしてください。 不適正な日常衛生管理は、事故の発生原因になります。
		注意		●原料が触れる部分は、食品衛生法に従った日常衛生管理をしてください。 不適正な日常衛生管理は、事故の発生原因になります。
(11) 給水		注意		●業務終了後は、給水スイッチを切ってください。 水漏れ事故の原因になります。

H.4 故障時の処置及び修理に関する事項　故障時の処置及び修理に関する事項は**表 H.4** による。

表 H.4－故障時の処置及び修理に関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1) 所定サービス部門への連絡義務		危険		●専門の修理業者以外は、電子レンジの分解修理を絶対にしないでください。 感電や火災の恐れがあります。
		警告		●製品に異常を感じた時は、必ず電源スイッチを切り、専門の修理業者またはお買上先に連絡してください。 そのまま放置すると事故発生の恐れがあります。
		注意		●修理は、専門の修理業者またはお買上先へ依頼してください。 爆発や火災の恐れがあります。
		注意		●漏電遮断機がたびたび作動した場合は、専門の修理業者またはお買上先へ修理を依頼してください。　使用を続けると感電や火災の原因になります。

(1) 所定サービス部門への連絡義務		注意		●液もれやびん割れが発生した場合は、専門の修理業者または、お買上先へ依頼してください。 けがの原因になります。
(2) 軽修理（蛍光灯、詰り除去）の手順		注意		●中身商品や貨幣の詰り除去などの場合は、取扱説明書等の記載内容に従って操作してください。 記載内容以外の操作をすると事故の発生原因になります。
		注意		●製品内部の清掃及び照明用管球類の交換などを行う場合は、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずに作業すると感電、けがの原因になります。
		注意		●蛍光管や蛍光灯用点灯管（グロー球）、庫内灯の管球を交換する場合は、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずに作業すると感電、けがの原因になります。
(3) 分解禁止及び分解時注意事項		危険		●専門の修理業者以外は、電子レンジの分解修理を絶対にしないでください。 感電や火災の恐れがあります。
		警告		●炭酸ガスボンベは、専門業者または取扱い知識を有する専任者が取扱ってください。 取扱いを誤ると炭酸ガスボンベが破裂し、けがの恐れがあります。
		警告		●水槽や冷却ユニットを取り外した場合は、扉を閉めてください。 扉を開けておくと転倒事故の恐れがあります。
		注意 （警告）		●製品の分解はしないでください。 事故の発生原因になります。 （事故発生の恐れがあります。）
(4) 高温部・充電部・可動部注意		危険		●電子レンジ本体の穴や隙間に指や針金などの金属類を入れないでください。 感電や火災の恐れがあります。

(4) 高温部・充電部・可動部注意		注意		●温水タンク及びその接触部分は、高温になるので触れないでください。 火傷の原因になります。
		注意		●扉を閉めるときは指をはさまないように注意してください。 けがの原因になります。
		注意		●ギア等に触れないでください。 けがの原因になります。
(5) 水没時及びオーバーホールの水洗い		警告		●製品が災害等で水没した場合、電気部品・配線は、必ず新しいものと交換してください。 交換しないと火災、感電の恐れがあります。
		警告		●オーバーホールの際、電気部品・配線は、必ず新しいものと交換してください。 火災、感電の恐れがあります。
		警告		●水につかった電気部品を再使用する場合は、専門の修理業者に依頼してください。 感電、けがの原因になります。
(6) 漏電		注意		●漏電遮断機がたびたび作動した場合は、専門の修理業者またはお買上先へ修理を依頼してください。 感電、けがの原因になります。

H.5 保守及び点検に関する事項　保守及び点検に関する事項は**表 H.5** による。

表 H.5－保守及び点検に関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1) 保守点検箇所 周期手順		警告		●炭酸ガスボンベは、専門業者または取扱い知識を有する専任者が取扱ってください。 取扱いを誤ると炭酸ガスボンベが破裂し、けがの恐れがあります。
		注意		●製品内部の清掃及び照明用管球類の交換などを行う場合は、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずに作業すると感電、けがの原因になります。

(1) 保守点検箇所 周期手順		注意		●蛍光管や蛍光灯用点灯管（グロー球）、庫内灯の管球を交換する場合は、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずに作業すると感電、けがの原因になります。
		注意		●設置場所の据付け面のガタツキや固定金具のゆるみなどを定期的に点検してください。異常がある場合は、専門の自動販売機設置業者またはお買上先へ修繕を依頼してください。 不完全な設置状態のまま使用すると、転倒事故の原因になります。
		注意		●電源プラグ･コンセントは定期的に清掃してください。また、プラグの刃の部分は確実にコンセントに差し込んでください。 汚れや差込み不足は火災の原因になります。
		注意		●漏電遮断機は、月に一回以上、テストボタンを押して作動確認をしてください。 正常に作動しないと、感電の原因になります。
		注意		●冷却器部の蒸発皿やドリップトレイの日常点検をしてください。ドレンホースが確実に排水するか、排水が容器からあふれないかなどを確認してください。容器に溜まった水は捨ててください。 容器から水があふれると事故の原因になります。
		注意		●中身商品は、食品衛生法に従った日常衛生管理をしてください。 不適正な日常衛生管理は事故の発生原因になります。
		注意		●原料が触れる部分は、食品衛生法に従った日常衛生管理をしてください。 不適正な日常衛生管理は事故の発生原因になります。
(2) 清掃時禁止事項		警告		●濡れた手で電源プラグやスイッチを操作しないでください。 感電の恐れがあります。

(2) 清掃時禁止事項		警告		●電子レンジは、「日常の清掃」項目に記載してある部分以外は絶対に手を触れないでください。 感電の恐れがあります。
		警告		●屋内専用製品は、水をかけたり、水洗いしたりしないでください。 感電や故障の恐れがあります。
		警告		●製品内部の電気部品は、雨水や清掃時の水などで濡れないようにしてください。 水で濡れると感電の恐れがあります。
		注意		●製品内部の清掃及び照明用管球類の交換などを行う場合は、必ず電源スイッチを切ってください。 電源スイッチを切らずに作業すると感電、けがの原因になります。
		注意		●冷却ユニットのコンデンサを掃除する時は、厚手の手袋を着用し、柄の長いブラシを使用してください。 素手・素肌が触れるとけがの原因になります。
		注意		●製品の汚れを取る時は、シンナー、ベンジンなどの化学薬品を使用しないでください。 事故の発生原因になります。
		注意		●リンスバルブを使用したら元の位置に戻してください。 水漏れ事故の原因になります。

H.6 保管に関する事項　保管に関する事項は**表 H.6** による。

表 H.6－保管に関する事項

具体的表示事項	注意を促すシンボル	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1) 保管環境		注意		●製品は取扱説明書等記載の条件で保管してください。 条件外で保管すると事故の発生原因になります。

(1) 保管環境		注意		●長期間使用しないときは、電源プラグを必ずコンセントから抜いておいてください。 事故の発生原因になります。
(2) 施錠		注意		●製品の保管時は、必ず施錠してください。 施錠しないと事故の発生原因になります。
(3) 積上限界指定		注意		●保管時は、製品を積上げないでください。 保管時の製品の積上げは、○台以上にしないでください。 転倒事故、けがの原因になります。

H.7 廃棄に関する事項　廃棄に関する事項は**表 H.7** による。

表 H.7－廃棄に関する事項

具体的表示事項	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説明文例（取扱説明書等）
(1)指定部品の取外し		注意		●製品を廃棄する場合は、事前に取扱説明書等で指定する部品を取り外してください。
(2)錠前ラッチの破壊		注意		●製品を廃棄時は、錠前を破棄してください。 破壊しないと事故の発生原因になります。

H.8 一般消費者に対する本体統一表示に関する事項　一般消費者に対する本体統一表示に関する事項は**表 H.8** による。

表 H.8－一般消費者に対する本体統一表示に関する事項

分 類	注意を促す図記号	危害・損害のレベル	絵表示	説 明 文
転 倒		警告		転倒事故を防ぐために、上に乗らない、揺さぶらない、傾けないようにしてください。
け が		注意		びん商品は、１本ごとに取り出してください。容器の破損によりけがの原因になります。
		注意		取出口より奥へ手を入れないでください。
		注意		商品が出たことを確認してから、扉をひらき取り出してください。
		注意		指をはさまないようにご注意ください。
		注意		テーブルに乗ったり、重量物を置いたりしないでください。けがや破損の恐れがあります。(最大重量：○○kg)
やけど		注意		熱いお飲み物が出ます。 やけどにご注意ください。
		注意		熱いお飲み物が出ている間は、手を入れないでください。やけどの原因になります。
		注意		取り出す時に、熱いお飲み物をこぼさないようにご注意ください。やけどの原因になります。

附属書 I

（参考）

自動販売機の機能維持のための表示事項

この附属書は、一般消費者に対する飲料及びたばこ自動販売機における機能維持のための告知事項を取りまとめたものであり、製品本体に表示を行う場合は、**表 I.1** に示す説明文に従うものとする。

I.1 機能維持のための説明文　機能維持のための説明文は**表 I.1** による。

表 I.1－ 機能維持のための説明文

考えられる不具合内容	説　　明　　文
多本販売による商品の詰まり	お願い！！ 商品は 1 本お買い上げごとに取り出してください。 商品が取り出しにくくなることがあります。
商品取り出しができない	たてになって出てきた商品は、横にして取り出してください。 （図を入れることが望ましい）
取出口扉を開けると搬出しない	お願い！！ 商品が取出口に出るまで、手を入れないでおまちください。

ＪＶＭＡ　3　Ｃ００２：2007

自動販売機の安全確保のための
表示に関するガイドライン
解説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事項、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規定の一部ではない。

1　今回（2007 年）の改正の趣旨と経緯　本ガイドラインは、1994 年に制定され、1997 年 4 月の改正を経て今回の改正に至った。今回の改正作業は、前回の改正から 10 年経過したことにより従来の基準が実情と乖離している部分があることから、これを見直すこととした。

2　今回（2007 年）の改正の審議中に特に問題となった事項など　審議中に特に問題となった事項は、以下のとおりである。

a)　従来の基準は、「自動販売機の安全確保のための表示に関するガイドライン」と「自動販売機の安全表示に関する手引書」の分冊構成になっており、利便性に問題があった。これにより、1 冊にまとめ、わかりやすく改正した。

b)　従来の基準は、番号付与がされていなかった。今回「3：手順」の「C：安全」の区分として新たに番号付与をした。

c)　本ガイドラインは、製品使用の各段階における使用者に対する安全表示を規定しているが、今回の改正作業は、昨今特に業界統一が重要視されている「一般消費者に対する本体表示」の見直しを中心に行った。ただ、それ以外の使用段階についても他業種などの事例を参考にして、一部を手直しした。

d)　従来の基準は、多色印刷、単色印刷の規定が明確にされていなかった。今回の改正に当たり、JIS S 0101 を基本にしているため多色印刷を原則とし、単色印刷も可としてその際の注意事項を明確にした。

e)　安全表示ではないが、自動販売機としての機能を維持する上で、その注意を一般消費者に告知する必要のある表示については、今回新たに**附属書 I（参考)**として追加した。

f)　本ガイドラインの作成に当たり、需要業界の団体である「社団法人　全国清涼飲料工業会」の意見を一部参考に審議した。

3　各規定項目の補足事項

a)　3 表示に関する基本的な考え方　3.2 項において、製品の使用者の定義を明確にした。また、3.4 項の表示の 4 つの要素については、「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に準拠した。

b)　7.1 製品本体への表示　今回の改正に当たり、図記号及び説明文に使用する文字の最小寸法を規定した。また、表示をする場所として、「注意を要する部位の近傍」の文言を追加した。

c)　7.2 取扱説明書及びカタログなどへの表示　今回の改正に当たり、説明文に使用する文字の最小寸法を規定した。

d)　10 表示関連法規　従来の基準にあった、国際規格を含む関連法規の事例を削除した。

e) 附属書 A 「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考にして、全面的に改正した。

f) 附属書 B 「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考にして、新たに追加した。また、B.3 項に JIS S 0101 を基本にして、図記号の相当色を新たに追加定義した。

g) 附属書 C C.1 禁止図記号として、「1-05 水ぬれ禁止」「1-06 ぬれ手禁止」を追加した。

h) 附属書 C C.2 注意図記号として、「2-08 指のケガに注意」「2-09 手を挟まれないよう注意」を追加した。

i) 附属書 D 「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に準拠して、全面的に改正した。図記号及び説明文に使用する文字の最小寸法、図記号と背景色の明度差を定義した。

j) 附属書 H 本附属書の取り扱いとして、「実際に表示を行うか否かは、各社の任意とする」の文言を削除した。なお、今回の改正作業は、一般消費者に対する本体表示（H.8 項）を中心に行い、それ以外の製品使用の各段階（H.1～H.7 項）における表示内容に関しては、今回は対象とはしなかった。

k) 附属書 H H.8 従来の基準を全面的に見直した。市場における一般消費者に対する本体表示の実態及び製造事業者における生産対応表示などを調査した上で、9 項目の統一表示に集約した。

l) 附属書 I 自動販売機の機能を維持する上で、一般消費者に告知する必要のある表示項目として今回 3 項目を新たに追加した。

改正原案作成委員会　構成表

	氏　名	所　属
委 員 長	福島　繁人	富士電機リテイルシステムズ株式会社
副委員長	後藤　秀実	サンデン株式会社
委　　員	脇嶋　昌永	東芝機器株式会社
	田中　信一	芝浦自販機株式会社
	西尾　光太郎	株式会社クボタ
	松本　浩行	グローリー機器株式会社
	佐藤　忠志	松下食品システム株式会社
	窪田　亘一	富士電機リテイルシステムズ株式会社
アドバイザー	鈴木　一郎	ユニバーサルデザイン研究家
事 務 局	天満　直樹	日本自動販売機工業会

発行日：平成 19 年 2 月 1 日

日本自動販売機工業会

〒105‐0003　東京都港区西新橋 2－37－6　新橋田中ビル

TEL 03(3431)7443(代)　　FAX 03(3431)1967